

三次市会計年度任用職員（日々雇用）受験案内

職 種 ・ 職 の 概 要	病児・病後児保育室看護師 病児・病後児保育室の看護師を確保する目的で設置する職であり，病児・病後児の看護及び保育を担います。
募 集 人 数	パートタイム（日々雇用）：2人程度
申込受付期間	令和8年1月26日（月）午前8時30分から 令和8年2月13日（金）午後5時15分まで
業 務 内 容	病児・病後児保育室の運営，受入業務，施設管理ほか
受 験 資 格	次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。 1 令和8年4月1日以降に日々雇用登録可能である人 2 こども家庭支援課（病児・病後児保育室）から勤務の依頼がある場合に，パートタイムの勤務が可能である人 ① 児童の受入れがある場合は午前8時から午後6時まで ② 児童の受入れがない場合は午前8時から午前10時まで 3 看護師又は准看護師の資格を有する人 ※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した人
受 験 手 続	1 提出書類 (1) <u>履歴書（申込書）【指定様式】</u> 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 (2) 資格を証する書類の写し 受験資格3を有することが分かる書類の写しを提出してください。 2 提出方法・期限 (1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし，土・日曜日，祝日は受付しておりませんので注意してください。 (2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ，封筒の表左下に赤字で「日々雇用登録試験申込（病児・病後児保育室看護師）」と書き，裏に差出人の住所・氏名を明記し，郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。
試 験	1 令和7年度に病児・病後児保育室看護師として勤務実績のある人 これまでの勤務実績・態度及び能力等を考慮して選考します。 2 その他的人 面接試験（個人ごとの面接による口述試験，約10分） ※日時・場所については，受験申込者に別途連絡します。

審査・合格～登録	審査	合否については、これまでの勤務実績・態度及び能力等を考慮し、書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合格発表	令和８年２月２７日までに、受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお、電話等での合否の問い合わせにはお答えできません。
	名簿登載（職種別）	試験合格者は日々雇用登録者名簿に登録されます。日々雇用登録者名簿登録期間は、令和９年３月３１日までです。 ※受験資格を満たさない場合は日々雇用資格を失います。
任用	病児・病後児保育室の運営にあたり、名簿登録者の中から、適応性・勤務希望時間・地理的条件・職歴・技能等を踏まえ、適当な方を選定して任用します。 任用の際は、こども家庭支援課（病児・病後児保育室）から電話等の連絡手段により、勤務を依頼します。	
個人情報の取り扱い	履歴書（申込書）等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。	
主な勤務条件	登録期間	令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで ※条件付採用期間有
	勤務場所	三次市病児・病後児保育室「すくすく」（市立三次中央病院内）
	勤務時間	月曜日から土曜日 １週間あたり１５時間３０分まで（時間外勤務を除く） ① 児童の受入れがある場合 午前８時から午後６時（休憩１時間） ② 児童の受入れがない場合 午前８時から午前１０時（休憩なし） ※１日につき７時間４５分を超える勤務については、時間外勤務報酬を支給
	休日	なし
	休暇制度	なし
	給料・報酬	（福祉職給料表１－１８号給） 日額１０，９７４円（時間単位で勤務する場合：１，４１６円）
	手当制度	時間外勤務報酬，通勤手当相当費用弁償ほか
	福利厚生	災害補償
	服 務	地方公務員法第３０条から第３７条の規定が適用されます。
	分限・懲戒	地方公務員法第２８条（分限）及び第２９条（懲戒）の規定が適用されます。
申込・問合せ先	〒728-8501 三次市十日市中二丁目８番１号 三次市子育て支援部こども家庭支援課育児支援係（市役所東館２階） TEL 0824-62-6148 FAX 0824-62-6300 受付時間：月～金曜日の８：３０～１７：１５（祝日を除く）	

※任用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。